

平成17年度第3回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成18年1月20日（金） 合同庁舎2号館低層棟共用会議室5															
委員	委員長 沖塩 莊一郎（東京理科大学名誉教授） 委員長代理 谷口 汎邦（東京工業大学名誉教授） 委員 神田 良（明治学院大学経済学部教授） 宮本 健蔵（法政大学法学部教授） 諸田 敏朗（（財）住宅管理協会監事）															
抽出案件		(備考)														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事 [小計]</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>一般競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公募型及び工事 希望型指名競争</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>指名競争</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4 件</td> </tr> </table>	工事 [小計]	3 件	一般競争	—	公募型及び工事 希望型指名競争	1 件	指名競争	1 件	随意契約	1 件	コンサルタント業務	1 件	合計	4 件	
工事 [小計]	3 件															
一般競争	—															
公募型及び工事 希望型指名競争	1 件															
指名競争	1 件															
随意契約	1 件															
コンサルタント業務	1 件															
合計	4 件															
	意見・質問	回 答														
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委 員	国 土 交 通 省
<p>1. 官庁営繕部工事及びコンサルタント業務等の発注状況について</p> <p>○ 特に意見無し</p> <p>2. 指名停止等の運用状況について</p> <p>○ 特に意見無し</p> <p>3. 談合情報等の対応状況について</p> <p>○数量データファイルのやりとりがあったとのことであるが、数量データファイルのやりとり自体は問題か。</p> <p>○下請け業者がある入札参加者に他の参加者を教えたという報告があるが、この下請け業者は守秘義務違反にならないか。</p> <p>○入札無効となった3者は指名停止になったのか。</p> <p>4. 再度入札における一位不動状況</p> <p>○工事種別によって一位不動率の高低があるか。</p> <p>○一位不動状況をみることによって談合等を判断するのは困難であるので、どのような業者が入札に参加しているかなどに着目したほうがよいと考える。</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>(1) 通常指名競争 【永田町合同庁舎（05）エレベーター設備工事】</p> <p>○本件について、低入札価格調査の実施をしたようであるが、この調査結果中に例えば「エレベーター納入は多大な宣伝効果になる」といった情報はあらかじめ与えた情報であるか。</p> <p>○一般に準撤去より今回のような完全撤去新設工法の方が低価格でできると考えてよいのか。</p> <p>○競争性の確保という点では改修よりも新設にした方が望ましいのではないか。エレベーター工事は今後増加してくると思うので、これは重要な問題であるだろう。</p> <p>○保守・点検も引き続き落札者が担当するのか。</p>	<p>●問題である。官庁営繕部競争契約入札心得第4条の3第2項に明示されている。今回は各業者がデータファイルのやりとりをしたときに談合等の疑義があった。</p> <p>●ならない。下請け業者を規律することはない。</p> <p>●文書注意である。</p> <p>●ない。</p> <p>●こちらから与えた情報ではない。「本調査結果」とは国土交通省が落札業者に対しヒアリングをした結果の報告と理解していただきたい。</p> <p>●資源の再利用という点においては、準撤去の方が望ましいが、今回は機能面を勘案した結果新設ということになった。また、新設も準撤去の場合も競争入札であるため、一般的に新設の方が安いとはいえない。</p> <p>●保守・点検については工事とは、別途に契約をする。今回の工事を施工するのは、たまたま従来より保守・点検を請け負ってき</p>

○保守・点検は別契約であるということであるならば、本件について、今回の落札者とは異なる業者が保守・点検を担当することがあり得るのか。
その場合、問題ではないか。

○指名した12者中1者が欠格とされているが、これはなぜか。技術的適性をクリアしているからこそ、指名されたはずであるのに、なぜ欠格なのか。

**(2) 公募型指名競争
【中央合同庁舎第3号館改修(05)機械設備その他工事】**

○本件は第1回目の入札価格が3者とも予定価格より2割ほど高値であったため、後日、各者ごとに説明を行ったとのことであるが、どのような説明をしたのか。

○説明で行う情報提供は各者とも同じ内容であるか。

○本件落札者は技術審査確認における評価結果の工事成績が-2Aであるが、なぜ落札に影響しなかったのか。

○欠格理由とはならず総合評価の一要素に過ぎないのか。

○もし2回で落札されず、再入札となった場合は応募3者は外れるのか。

**(3) 随意契約
【中央合同庁舎第5号館改修(05)建築その他工事】**

○建物本体の施工図はどこで保管しているか。

○建物本体の構造計算書はどこで保管しているか。

○鉄塔の設計や構造計算はどこが行うのか。

**(4) 簡易公募型プロポーザル
【新清水谷議員宿舎(仮称)基本設計等業務】**

○PFI以外で詳細設計及び施工を一括し

た者である。

●これまでもそうした事例はある。また、メンテナンス業者の中にはどのメーカーの機種であっても請け負うという者もある。しかし、地震で停止した場合の復旧などに問題がある場合もある。なお、保守・点検契約については入居官署の責務である。

●技術審査基準は2段階あり、欠格となった業者は第1段階の技術審査(技術審査対象者選定)はクリアしているが、第2段階の技術審査(当該エレベーター設備工事の技術仕様に対する「群管理」実績)において「実績なし」と評価されたため、欠格とした。

●入札価格に関する直接的な説明や情報提供でなく、例えば国土交通省では複数者から取った見積もりを参考に予定価格を決定しているというように積算の根拠を説明している。

●同じである。

●-2A評価があっても技術的に工事ができないということではないため、上位から10者以内であれば指名に入ってくる。

●欠格理由に該当するのは技術審査基準の工事成績において「平成15年度及び平成16年度の工事成績の平均が、連続して60点未満」とある場合であり、本件落札業者は該当しない。

●当該3者は欠格ではないので、再度応募は可能である。

●主要な施工情報は請負業者で保管していると思われる。

●国土交通省である。

●設計図と構造計算書は国土交通省で行い、施工にあたるプラスアルファの部分のそれらはゼネコンの判断で行うこととなっている。

●これまで特殊な設備システムの設計施工は

<p>て契約する発注方式を採用したことはあるか。</p> <p>○資料中「入札説明書に示した許されない表現」というのがあるが、これは国土交通省が定めたものであるか。</p> <p>○本件の要求条件は基本設計図書の作成のみの委託であるか。</p> <p>○業者特定において、1位業者と2位業者の技術力では2位業者の方が得点が高いようであるが、業者特定はどのように実施しているのか。</p> <p>○その委員会の委員は内部者のみであるか。</p>	<p>あるが、建築で詳細設計と施工を一括して発注するのは初めてである。</p> <p>●そのとおりである。入札図書に添付してある。</p> <p>●基本設計図書の作成に加え、来年度の発注に向け要求水準や技術提案の評価に係る書類作成を依頼している。</p> <p>●コンサルタント選定委員会の各委員による評価点の平均を各業者の評価点とし、その最高点を獲得した業者に特定する。</p> <p>●本件については、内部者のみである。</p>
---	--

(再苦情処理について)

- ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。